

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	公営住宅法による公営住宅(区営住宅及び区営シルバーピア)及び大田区立シルバーピア条例による区立シルバーピアの管理に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大田区は、公営住宅法による公営住宅等の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えることを認識したうえで、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生リスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

本事務の一部の業務を取り扱う指定管理者においては、区が指定した特定個人情報を扱うことに十分に配慮した従事員に限定し、操作範囲を限定した端末を使用することとする。また、区職員が随時に操作履歴を確認するなど適切に管理監督をすることにより、情報の漏えい等の事故を防ぐ措置を行っている。

## 評価実施機関名

大田区長

## 公表日

令和4年6月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅法による公営住宅(区営住宅及び区営シルバーピア)及び大田区立シルバーピア条例による区立シルバーピアの管理に関する事務
②事務の概要	<p>1 住宅の種類</p> <p>① 公営住宅法による公営住宅(区営住宅)</p> <p>② 公営住宅法による公営住宅(区営シルバーピア)</p> <p>③ 大田区立シルバーピア条例による区立シルバーピア</p> <p>2 事務の概要</p> <p>区営住宅、区営シルバーピア及び区立シルバーピアの管理において、地方税関係情報、住民票関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報の各特定個人情報を利用して下記の事務を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区営住宅等の入居者の決定をすること。</li> <li>・新規入居者及び既入居者の家賃の額を決定すること。</li> <li>・家賃又は保証金の減免及び徴収の猶予に関する申請があった場合の審査をすること。</li> <li>・居住者以外の同居の申請があった場合の審査をすること。</li> <li>・居住者から名義の承継について申請があった場合の審査をすること。</li> <li>・収入超過者及び高額所得者に対する措置等の決定に関すること。</li> </ul>
③システムの名称	公営住宅管理システム、区民情報系基盤システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
住宅管理ファイル、庁内連携ファイル、統合宛名番号ファイル、統合宛名情報ファイル、情報参照ファイル、情報提供ファイル、提供情報ファイル、符号管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>① 区営住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条(利用範囲)第1項及び別表第1の19の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第18条(公営住宅法関係)</li> <li>・番号法第9条第2項</li> <li>・大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条(個人番号の利用)</li> </ul> <p>② 区営シルバーピア</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条(利用範囲)第1項及び別表第1の19の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第18条(公営住宅法関係)</li> <li>・番号法第9条第2項</li> <li>・大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条(個人番号の利用)</li> </ul> <p>③ 区立シルバーピア</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第2項</li> <li>・大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条(個人番号の利用)</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>&lt;情報参照が出来る根拠法令&gt;</p> <p>① 区営住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号及び別表第二の31の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第22条(公営住宅法関係)</li> </ul>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	まちづくり推進部建築調整課住宅担当
②所属長の役職名	住宅担当課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号 (①区営住宅) まちづくり推進部建築調整課住宅担当(TEL 03-5744-1344) (②区営シルバーピア・③区立シルバーピア) 福祉部高齢福祉課高齢者支援担当(TEL 03-5744-1449)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号 (①区営住宅) まちづくり推進部建築調整課住宅担当(TEL 03-5744-1344) (②区営シルバーピア・③区立シルバーピア) 福祉部高齢福祉課高齢者支援担当(TEL 03-5744-1449)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]
いつ時点の計数か	令和4年5月1日 時点
<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]
いつ時点の計数か	令和4年5月1日 時点
<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]
<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ O ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月27日	評価書名	公営住宅法による公営住宅(区営住宅及び区営シルバーピア)、特定優良賃貸住宅供給促進法等による賃貸住宅(建設型区民住宅、借上型区民住宅、区立シルバーピア及び高齢者アパート)の管理に関する事務	公営住宅法による公営住宅(区営住宅及び区営シルバーピア)、特定優良賃貸住宅供給促進法等による賃貸住宅(建設型区民住宅、借上型区民住宅及び区立シルバーピア)の管理に関する事務	事後	「その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(事務対象外としたため「高齢者アパート」の事務を削除)」
平成28年5月27日	I. 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務①事務の名称	公営住宅法による公営住宅(区営住宅及び区営シルバーピア)、特定優良賃貸住宅供給促進法等による賃貸住宅(建設型区民住宅、借上型区民住宅、区立シルバーピア)の管理に関する事務	公営住宅法による公営住宅(区営住宅及び区営シルバーピア)、特定優良賃貸住宅供給促進法等による賃貸住宅(建設型区民住宅、借上型区民住宅及び区立シルバーピア)の管理に関する事務	事後	「その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(事務対象外としたため「高齢者アパート」の事務を削除)」
平成28年5月27日	I. 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務①事務の概要 1住宅の種類	⑥大田区立高齢者アパート	削除	事後	「その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(事務対象外としたため「高齢者アパート」の事務を削除)」
平成28年5月27日	I. 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務①事務の概要 2事務の概要	区営住宅、区営シルバーピア、建設型区民住宅、借上型区民住宅、区立シルバーピア及び高齢者アパートの管理において、地方税関係情報、住民票関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報の各特定個人情報を利用して下記の事務を行っている。	区営住宅、区営シルバーピア、建設型区民住宅、借上型区民住宅及び区立シルバーピアの管理において、地方税関係情報、住民票関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報の各特定個人情報を利用して下記の事務を行っている。	事後	「その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(事務対象外としたため「高齢者アパート」の事務を削除)」
平成28年5月27日	I. 3個人番号の利用 法令上の根拠	⑤ 区立シルバーピア ・番号法第9条第2項 ・大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 条項制定予定 ⑥ 高齢者アパート ・番号法第9条第2項 ・大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 条項制定予定	⑤ 区立シルバーピア ・番号法第9条第2項 ・大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第3条(個人番号の利用)	事後	「その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(区立シルバーピアの条項追記、事務対象外としたため「高齢者アパート」の事務を削除)」
平成28年5月27日	I. 4情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	※②区営シルバーピア、⑤区立シルバーピア及び⑥高齢者アパートは、情報提供ネットワークシステムによる情報連携は行わない。	※②区営シルバーピア及び⑤区立シルバーピアは、情報提供ネットワークシステムによる情報連携は行わない。	事後	「その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(事務対象外としたため「高齢者アパート」の事務を削除)」
平成28年5月27日	I. 7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	(②区営シルバーピア・⑤区立シルバーピア・⑥高齢者アパート) 福祉部高齢福祉課居住支援係(TEL 03-5744-1346)	(②区営シルバーピア・⑤区立シルバーピア) 福祉部高齢福祉課居住支援係(TEL 03-5744-1346)	事後	「その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(事務対象外としたため「高齢者アパート」の事務を削除)」
平成28年5月27日	I. 8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	(②区営シルバーピア・⑤区立シルバーピア・⑥高齢者アパート) 福祉部高齢福祉課居住支援係(TEL 03-5744-1346)	(②区営シルバーピア・⑤区立シルバーピア) 福祉部高齢福祉課居住支援係(TEL 03-5744-1346)	事後	「その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(事務対象外としたため「高齢者アパート」の事務を削除)」
平成28年5月27日	II. 1及び2いつ時点の計数か	平成27年9月14日	平成28年4月26日	事後	「その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値判定を再度行ったための変更)」
平成29年6月9日	評価書名	公営住宅法による公営住宅(区営住宅及び区営シルバーピア)、特定優良賃貸住宅供給促進法等による賃貸住宅(建設型区民住宅、借上型区民住宅及び区立シルバーピア)の管理に関する事務	公営住宅法による公営住宅(区営住宅及び区営シルバーピア)及び大田区立シルバーピア条例による区立シルバーピアの管理に関する事務	事後	「その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(事務対象外としたため特定優良賃貸住宅供給促進法等による賃貸住宅(建設型区民住宅及び借上型区民住宅)を削除)」
平成29年6月9日	I. 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務①事務の名称	公営住宅法による公営住宅(区営住宅及び区営シルバーピア)、特定優良賃貸住宅供給促進法等による賃貸住宅(建設型区民住宅、借上型区民住宅及び区立シルバーピア)の管理に関する事務	公営住宅法による公営住宅(区営住宅及び区営シルバーピア)及び大田区立シルバーピア条例による区立シルバーピアの管理に関する事務	事後	「その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(事務対象外としたため特定優良賃貸住宅供給促進法等による賃貸住宅(建設型区民住宅及び借上型区民住宅)を削除)」
平成29年6月9日	I. 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要 1住宅の種類	③ 特定優良賃貸住宅供給促進法による特定公共賃貸住宅(建設型区民住宅) ④ 特定優良賃貸住宅供給促進法による特定優良賃貸住宅(借上型区民住宅) ⑤ 大田区立シルバーピア条例による区立シルバーピア	③ 大田区立シルバーピア条例による区立シルバーピア	事後	「その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(事務対象外としたため特定優良賃貸住宅供給促進法等による賃貸住宅(建設型区民住宅及び借上型区民住宅)を削除)」
平成29年6月9日	I. 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務①事務の概要 2事務の概要	区営住宅、区営シルバーピア、建設型区民住宅、借上型区民住宅及び区立シルバーピアの管理において、地方税関係情報、住民票関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報の各特定個人情報を利用して下記の事務を行っている。	区営住宅、区営シルバーピア及び区立シルバーピアの管理において、地方税関係情報、住民票関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報の各特定個人情報を利用して下記の事務を行っている。	事後	「その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(事務対象外としたため建設型区民住宅及び借上型区民住宅を削除)」

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月9日	I. 3個人番号の利用 法令上の根拠	① 区営住宅 ・番号法第9条(利用範囲)第1項 及び別表第1の19の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第18条(公営住宅法関係) ② 区営シルバーピア ・番号法第9条(利用範囲)第1項 及び別表第1の19の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第18条(公営住宅法関係) ③ 建設型区民住宅 ・番号法第9条第1項 及び別表第1の61の2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 条項未制定(特定優良賃貸住宅供給促進法関係) ④ 借上型区民住宅 ・番号法第9条第2項 ・大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 条項制定予定 ⑤ 区立シルバーピア	① 区営住宅 ・番号法第9条(利用範囲)第1項 及び別表第1の19の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第18条(公営住宅法関係) ・番号法第9条第2項 ・大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第3条(個人番号の利用) ② 区営シルバーピア ・番号法第9条(利用範囲)第1項 及び別表第1の19の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第18条(公営住宅法関係) ・番号法第9条第2項 ・大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第3条(個人番号の利用) ③ 区立シルバーピア	事後	「その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例に区営住宅の事務について制定したための変更及び事務対象外としたため特定優良賃貸住宅供給促進法等による賃貸住宅(建設型区民住宅及び借上型区民住宅)を削除)」
	I. 4情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	③ 建設型区民住宅 ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 及び別表第二の85の2項の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 条項未制定(特定優良賃貸住宅供給促進法関係) ④ 借上型区民住宅 ・大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 条項制定予定  <情報提供が出来る根拠法令> ①区営住宅、③建設型区民住宅及び④借上型区民住宅は、情報提供は行わない。	<情報提供が出来る根拠法令> ①区営住宅は、情報提供は行わない。	事後	「その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(事務対象外としたため建設型区民住宅及び借上型区民住宅を削除)」
平成29年6月9日	I. 5評価実施機関における 担当部署②所属長	住宅担当課長 青木文	住宅担当課長 榎田 隆一	事後	「その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(所属長の異動による変更)」
平成29年6月9日	I. 7特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求 請求先	〒144-8612 大田区蒲田五丁目13番14号 (①区営住宅・③建設型区民住宅・④借上型区民住宅) まちづくり推進部建築調整課住宅担当(TEL 03-5744-1344) (②区営シルバーピア・⑤区立シルバーピア) 福祉部高齢福祉課居住支援係(TEL 03-5744-1346)	〒144-8612 大田区蒲田五丁目13番14号 (①区営住宅) まちづくり推進部建築調整課住宅担当(TEL 03-5744-1344) (②区営シルバーピア・③区立シルバーピア) 福祉部高齢福祉課高齢者支援担当(TEL 03-5744-1449)	事後	「その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(事務対象外としたため建設型区民住宅及び借上型区民住宅を削除及び組織改正による変更)」
平成29年6月9日	I. 8特定個人情報ファイル の取扱いに関する問合せ 連絡先	〒144-8612 大田区蒲田五丁目13番14号 (①区営住宅・③建設型区民住宅・④借上型区民住宅) まちづくり推進部建築調整課住宅担当(TEL 03-5744-1344) (②区営シルバーピア・⑤区立シルバーピア) 福祉部高齢福祉課居住支援係(TEL 03-5744-1346)	〒144-8612 大田区蒲田五丁目13番14号 (①区営住宅) まちづくり推進部建築調整課住宅担当(TEL 03-5744-1344) (②区営シルバーピア・③区立シルバーピア) 福祉部高齢福祉課高齢者支援担当(TEL 03-5744-1449)	事後	「その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(事務対象外としたため建設型区民住宅及び借上型区民住宅を削除及び組織改正による変更)」
平成29年6月9日	II. 1及び2いつ時点の計数 か	平成28年4月26日	平成29年5月8日	事後	「その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値判定を再度行ったための変更)」
平成30年5月28日	II. 1及び2いつ時点の計数 か	平成29年5月8日	平成30年5月1日	事後	「その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値判定を再度行ったための変更)」
令和1年6月21日	I. 5評価実施機関における 担当部署②所属長の役職名	住宅担当課長 榎田隆一	住宅担当課長	事後	「その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(所属長の異動による変更)」
令和1年6月21日	II. 1及び2いつ時点の計数 か	平成30年5月1日	令和1年5月1日	事後	「その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値判定を再度行ったための変更)」
令和1年6月21日	IV. リスク対策	なし	項目の追加	事後	「その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(評価書の様式変更)」
令和2年5月29日	II. 1 いつ時点の計数か	令和元年5月1日	令和2年5月1日	事後	「その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値判定を再度行ったための変更)」

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月29日	Ⅱ. 2 いつ時点の計数か	令和元年5月1日	令和2年5月1日	事後	「その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値判定を再度行ったための変更)」
令和4年6月30日	Ⅰ. 4情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号及び別表第二の31の項	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号及び別表第二の31の項	事後	「その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法改正に伴う変更)」
令和4年6月30日	Ⅱ. 1 いつ時点の計数か	令和2年5月1日	令和4年5月1日	事後	「その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値判定を再度行ったための変更)」
令和4年6月30日	Ⅱ. 2 いつ時点の計数か	令和2年5月1日	令和4年5月1日	事後	「その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値判定を再度行ったための変更)」